

緊急提言 「少子化対策2008」

2006（平成18）年6月決定の「新しい少子化対策について」のフォローアップを行うとともに、少子化対策の緊急性に鑑み、新たに、すべての子育て家庭を対象に、ニーズが高くかつ実現可能性の高い政策案を提言します。



—— 4つの分野で17の政策提言 ——

《主な提言事項》 ※詳細は別紙をご参照下さい。

○「子育て宝くじ」（仮称）の発行

国民のボランティア精神による行為が直接子育て家庭等の支援に結びつくように、収益金を子育て支援に充てることを明示して国民に協力を求める「子育て宝くじ」（仮称）の発行を提案します。

○育児休業割当制（クォータ制）の創設

従来の基本1年間の育児休業に加えて、主たる休業取得者以外の親（例えば父親）のみが取得できる休業（割当休業）を最大1か月間創設します。その間の育児休業給付金は休業前賃金の8割を保障します。

○産後休暇期間の拡大

現在、労働基準法では、母性保護の観点から出産前6週間、出産後8週間の出産休暇が義務付けられていますが、産後休暇をフランス並みの10週間に拡大することにより、母性保護の強化を図ります。

○妊娠期間における健診費用の負担軽減の拡大

2008（平成20）年4月現在、全市町村平均で妊娠中の健診5.8回分の無料化が図られていますが、実際には1.4回程度の健診が必要であることから、これをさらに拡充し、全健診の無料化を図ります。

○事業所内託児施設の設置促進 ⇒ まずは自民党本部から！！

事業所内託児施設の設置促進のために、補助金制度や税制上の対応の運用改善を行うとともに、中央省庁をはじめ地方自治体の庁舎においても、可能な限り保育所を設置するよう提案します。まずは、自民党本部への設置に向けて検討を進めます。

平成20年6月
自由民主党 新少子化対策研究会

緊急提言「少子化対策2008」

平成 20 年 6 月
自由民主党
新少子化対策研究会

基本的な考え方

- ◇ 2006（平成 18）年6月決定の「新しい少子化対策について」のフォローアップを行う。
- ◇ 「新しい少子化対策」の基本的考え方に加え、
 - ① ひとつの分野の施策にとらわれることなく、すべての子育て家庭を対象にし、
 - （ア）地域における子育て支援
 - （イ）子育て家庭に対する経済的支援
 - （ウ）働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
 - （エ）社会全体の意識改革の4本柱を総合的に展開すること
 - ② 省庁間の「縦割り行政」を打破する新たな推進体制が必要であることを前提として新たな提言を行う。
- ◇ 少子化対策の緊急性に鑑み、ニーズが高く、かつ、実現可能性が高い政策案を盛り込んだ緊急提言を行う。

○ 2006（平成 18）年6月、「少子化対策に関する政府・与党協議会」において「新しい少子化対策について」が合意され、全閣僚で構成される少子化社会対策会議において決定された。この「新しい少子化対策」は、自民党若手議員と自民党総合政策研究所による「少子化対策研究会報告」（2005 年 11 月）や、自民党厚生労働部会子育て支援対策小委員会報告（2006 年4月）等を参考にしつつ、政府・与党一体となって策定されたものである。

○ 「新しい少子化対策」では、社会全体の意識改革と、子どもと家族を大切するという視点に立った施策の拡充が提言された。妊娠・出産から幼児期、小中高・大学に至るまで子どもの年齢進行別に子育て支援策の充実を図ることとし、妊娠中の健診費用の負担軽減や児童手当の乳幼児加算の創設、新生児のいる世帯への家庭訪問等、具体的な政策が提言された。

「新しい少子化対策」に基づき、2006（平成 18）年度から 2007（平成 19）年度にかけて、児童手当の拡充などさまざまな施策が展開されることとなった。こ

れにより、2006（平成 18）年の出生数は前年よりも3万人も増加し、合計特殊出生率は実に6年ぶりに反転上昇した。また、その伸び率は、1966（昭和 41）年の「ひのえうま」の翌年以来の高い水準であった。

- しかし、2007（平成 19）年度以降の少子化対策の展開をみると、政府の検討会で議論がなされているものの、総じて理念の議論にとどまり、子育て家庭に直接届く具体的な政策の提案は乏しいものとなっている。2007（平成 19）年の出生数は、再び対前年比で減少に転じてしまった。また、死亡数が出生数を上回る人口の自然減となった。このまま推移すると、年々、人口の減少傾向が顕著になっていくと予想される。

第2次ベビーブーム世代も 30 代後半にさしかかった現在は、「少子化対策のラストチャンス」とでも言うべき時期である。人口減少が加速的に進んでいくと予測されている我が国では、少子化対策の推進には一刻の猶予もない。子どもは国の宝、社会の希望である。今こそ、将来の日本社会をみすえて、少子化対策を我が国社会の最重要政策課題と位置付け、一段と強力な施策を展開していく必要がある。

- そこで、本研究会では「新しい少子化対策」のフォローアップを行うとともに、地方自治体の先進事例や民間団体の取組等も踏まえて議論を進めた。少子化対策を推進するに当たっての基本的考え方は、すでに「新しい少子化対策」に示されているが、さらに、次の点を付け加える。

- ① ひとつの分野の施策にとらわれることなく、すべての子育て家庭を対象にし、（ア）地域における子育て支援、（イ）子育て家庭に対する経済的支援、（ウ）働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進、（エ）社会全体の意識改革、の4本柱を総合的に展開すること
- ② 省庁間の「縦割り行政」を打破する新たな推進体制が必要であること

- ここに、中間報告として、ニーズが高く、かつ、実現可能性が高い政策案を盛り込んだ緊急提言を行う。なお、税制の抜本改革の中で少子化対策に必要な財源を確保することが必要であることはいうまでもないが、その実現まで少子化対策の拡充を先送りすることは不適當である。今回提案の政策は、制度の運用の見直しや小規模の財源で実施できるものである。「ラストチャンス」の時期を逃すことがないように、かつ、全国の子育て家庭の期待に応えるためにも、関係省庁では既存の予算を見直し速やかに実施するよう努めるべきである。

また、後述するとおり、地方自治体における少子化対策の財源確保とともに、少子化問題に対する国民の意識喚起の観点から、宝くじの一層の活用を提言する。

緊急提言（4つの分野、16の政策提言）

【(1) 妊娠・出産に対する支援】

「子どもは産みたい。でも産むことに不安が…」

⇒ そんな妊娠・出産への不安にお応えします。

① 妊娠中の健診費用の負担軽減の拡大

- 「新しい少子化対策」において、妊娠中の健診費用の負担軽減を図ることを提言し、2008（平成20）年4月現在、全市町村平均で5.5回分の無料化が図られたところである。ただし、全体では14回程度の健診が必要であることから、これをさらに拡充し、基本的に全健診の無料化を図る（仮に1回5千円として×増加分8回×新生児110万人で追加費用見込み約440億円。地方交付税措置）。

② 産後休業期間の拡大

- 現在、労働基準法では、出産前6週間、出産後8週間（うち6週間は必ず休業をとらなければならない）の出産休業が義務付けられている。これは母性保護の観点からのものであるが、たとえばフランスでは、産後10週間（第1子・第2子の場合。第3子以降の場合には産前8週間、産後18週間）の休業が認められている。そこで、産後休業を10週間（6週間の強制休業は現行どおりとする）に拡大することにより、母性保護の強化を図る（労働基準法の見直し）

③ 産科医・小児科医の確保

- 産科や小児科医を希望する若い医師の間で女性医師の占める割合が大きいことにかんがみ、女性医師の仕事と育児の両立支援策を一層強化する。また、産科医の収入確保のために適正な水準の分娩費を設定するよう関係団体に働きかけるとともに、産科医・小児科医等の病院勤務医の処遇改善のために、病院と診療所の連携推進や診療報酬の在り方の検討を進める。
- さらに、地域医療の中核となる拠点病院の安定的運営に向けて、地域協議会の適正かつ実効性ある運営をはじめ、国および地方自治体が一体となった支援策を検討する。

【(2) 子育てに対する支援】

「子どもって目が離せなくてホントに大変。預かってくれる人もいないし…」

⇒ 保育所等の一層の充実により子育てを応援します。

④ 保育園費・幼稚園費の負担軽減

- 子どもが小さい時期は親の収入も低いことから、保育園費や幼稚園費の負担軽減に対する要望は大きい。そこで、保育園費・幼稚園費を軽減するとともに、これら子育て家庭世帯の必要経費と位置付け、税制上の所得控除の対象とすることにより負担軽減を図る（助成拡大と税制上の対応）。

⑤ 保育所の入所要件の緩和による利用拡大

- 保育所については、特に都市部における待機児童の解消が急務の課題である。さらに、たとえば、そもそも仕事にはついていないが求職中の母親の世帯では保育所を利用できない、2番目の子どものために育児休業を取得すると保育所に通っていた上の子が保育所を利用できなくなる、母親が家で障害児の育児をしている場合も保育所を利用できない等、利用にあたってさまざまな問題がある。女性の再就職支援や、子どもの保育所の継続利用、障害児が集団生活を経験すること等の観点から、認可保育所の入所要件を緩和し、保育所の利用拡大を図る（保育所入所要件の運用の見直し）。

⑥ 病児・病後児保育や障害児保育の推進

- 病児・病後児保育や障害児保育の推進のため、個々の保育所の取り組みを支援することとともに、医療機関と保育所の連携を進める。

⑦ 認定こども園の設置推進

- 2006（平成 18）年に法律が制定された認定こども園の設置が遅々として進んでいない（2008年4月現在 229 か所）。行政の対応が幼稚園と保育所とに分かれている「二元行政」の問題や、施設整備にあたっての公的補助制度の不在が課題となっている。そこで、認定こども園の管理指導主体を内閣府に一元化するとともに、施設改修にあたっての公的補助制度を創設する（内閣府設置法等の見直し）。

⑧ 多子世帯への支援

- 子どもが多い世帯の育児支援のために、保育園児2人目からの保育料免除（上の子が就学後1年後まで認める）や扶養控除の拡大の措置を講じる。あるいは「家族カード」の検討を進める。

【(3) 働き方の見直しおよびワーク・ライフ・バランスの推進】

「仕事が忙しくて子育てにあてる時間もないし、子どもとどう接したらいいの？」
⇒ 働きながら子育ても仕事も両立できるよう後押しします。

⑨ 育児休業割当制（クォータ制）の創設

○ 現在育児休業取得率の目標値は10年後に女性80%、男性10%とされているが、実態は女性72.3%、男性0.50%（2005年度）である。男性の場合、あまりに遠い先の目標設定である上に、企業・労働者の自主性に任せているだけでは取得率向上は困難である。北欧では、父親・母親のそれぞれに割り当てるパイクォータ、ママクォータ制度があり、女性、男性とも取得率は80%を超える。日本と同様に男性の育児休業取得率が低かったドイツの場合、育児休業給付金の引き上げや親への割当休暇の創設等により、1年間で男性の育児休業取得率が3.5%から9.6%へと約3倍増となった。

そこで、従来の育児休業（基本的に1年。保育所利用困難等の特別の事情がある場合には半年間延長可能）に加えて、主たる休業取得者以外の親（たとえば父親）のみが取得できる休業（割当休業）を最大1か月間創設する。その間の育児休業給付金は休業前賃金の8割を保障する（育児・介護休業法の改正）。

⑩ 育児休業制度の弾力化

○ 現行の育児休業制度では、育児休業取得可能期間中にフルタイムの育児休業を1回しか取得できない。このため、仕事の関係や子どもの状態に応じたきめ細かな育児休業の取得が困難であり、結果的に制度の利用が抑制されている。そこで、育児休業期間中の育児休業の複数回取得や短時間就労による育児休業の仕組みを導入する（育児・介護休業法の改正）

⑪ 女性の再就職支援の強化

○ マザーズハローワーク等の就職情報に簡単にアクセスできるように、役所やスーパーマーケットなど利用しやすい場所に端末の設置等の措置を講じる。さらに、再チャレンジ支援策として行われている社会人の「学び直し」後の就業の確保に努める。

⑫ 事業所内託児施設の設置促進

○ 事業所内託児施設の設置促進のために、補助金制度や税制上の対応の運用改善を行う。また、中央省庁をはじめ地方自治体の庁舎においても、可能な限り保育所を設置するよう提案する。自民党本部においても設置に向けて検討を進める。

⑬ 地域・企業における父親応援プログラムの展開促進

- 男性の意識改革を推進するために、NPO法人等が行う父親向けの子育てプログラムを地域や事業所等において活発に展開できるように支援する。

【(4) 少子化対策推進体制の強化】

「お役所ってとにかく縦割り！少子化対策ってどこが責任持ってやってくれるの？」
⇒ 少子化対策にワンストップで取り組みます。

⑭ 少子化対策推進体制の強化

- 2003（平成 15）年9月以来、内閣に少子化担当大臣が置かれているが、少子化対策に関する実務および予算は厚生労働省、文部科学省等の関係省の所管のままとなっており、必ずしも少子化担当大臣のもとで政府一体となって推進していくという態勢にはなっていない。そのことが、たとえば認定こども園の設置など2省にまたがる施策の進展が遅い一因ともなっている。そこで、出生数の減少をくい止めるため少子化対策の重点的実施が必要な2010（平成 22）年度までは、少子化担当大臣のもとに認定こども園に関する業務をはじめ少子化対策に関する職員と予算を集結して、一元的に対策を推進する。

⑮ 広報活動等の推進

- 家族の大切さや子育ての楽しさを広く一般に知らせるために、政府広報の活用や民間報道機関の協力を求める。また、教育現場における小・中学生の保育体験や保育の知識・技術の習得の推進、親子のふれあいの機会を拡大する。

その他

⑯ 「子育て宝くじ」（仮称）の発行

- 当面必要な財源については予算編成の中で対応することとし、将来的な財源としては、税制の抜本見直しなどの機会に少子化対策分を確保する。

なお、地方公共団体の子育て支援施策の財源としては、現在も宝くじの収益金が活用できるところであり、多くの団体に実際に活用されている。そこで、国民のボランティア精神による行為が直接子育て家庭等の支援に結びつくように、収益金を子育て支援に充てることを明示して国民に協力を求める「子育て宝くじ」（仮称）の発行を提案する。

中長期的な検討課題

- ① 幼児教育の無償化
- ② 児童福祉法上の「保育に欠ける」という保育所定義の見直し
- ③ 児童手当の水準の引き上げ
- ④ 家族法制の見直し（婚外子の取扱いなど）
- ⑤ 里親制度の利用促進策
- ⑥ 児童・家族関係の財政支出を西欧諸国並みに拡充

以上

研究会メンバー

主査	猪口邦子	衆議院議員			
顧問	石崎岳	衆議院議員	井上信治	衆議院議員	
	加藤勝信	衆議院議員	菅原一秀	衆議院議員	
	鈴木淳司	衆議院議員	寺田稔	衆議院議員	
	中山泰秀	衆議院議員	西村康稔	衆議院議員	
	原田令嗣	衆議院議員	宮下一郎	衆議院議員	
	山際大志郎	衆議院議員			
委員	飯島夕雁	衆議院議員	上野賢一郎	衆議院議員	
	近江屋信広	衆議院議員	小野次郎	衆議院議員	
	川条志嘉	衆議院議員	坂井学	衆議院議員	
	佐藤ゆかり	衆議院議員	牧原秀樹	衆議院議員	
	丸川珠代	参議院議員			

外部顧問

増田雅暢 上智大学教授

粥川善洋氏

(元総合政策研究所主任研究員)

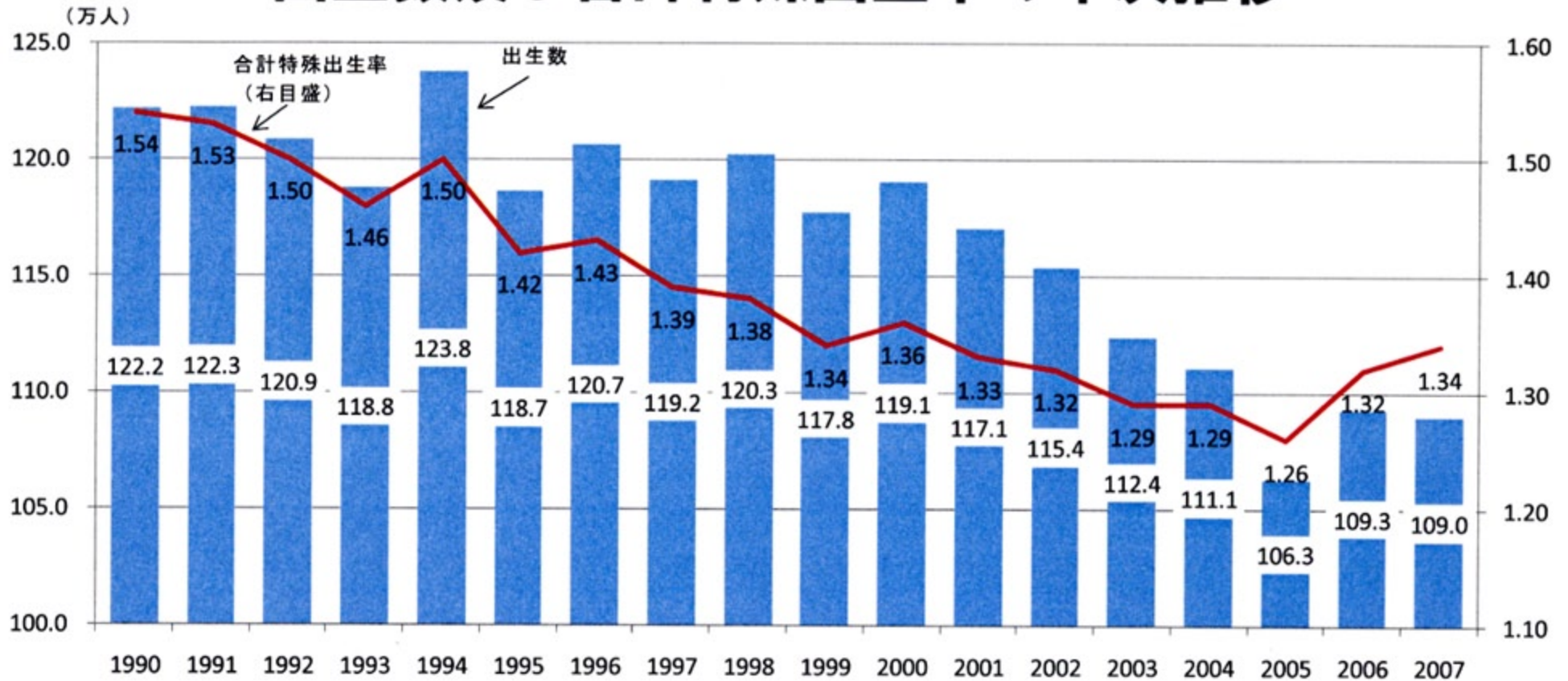
総合政策研究所

村口勝哉	顧問		
岩倉具三	党参与		
久保哲也	主任研究員	辻泰正	主任研究員
梅井弘好	主任研究員	徳田英司	主任研究員
内藤博之	主任研究員	野村秀雄	主任研究員
波多野智也	主任研究員	福本昭夫	主任研究員
森田達也	主任研究員		

事務局 辻泰正
内藤博之

梅井弘好
波多野智也

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



1・57ショック

育児休業法施行

エンゼルプランの策定

育児休業給付の支給

新エンゼルプランの策定
少子化対策推進基本方針の策定

児童手当の対象拡大

保育所待機児童ゼロ作戦

少子化社会対策基本法

子ども・子育て応援プラン
少子化社会対策大綱

「新しい少子化対策について」の策定

児童手当の乳幼児加算

資料：厚生労働省「人口動態統計」
備考：2007年は概数値